

平成26年度第3回 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成26年10月30日(木)13:00~14:30
- 2 場 所 滋賀県庁 新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 甲津委員長、柴原委員、梁川委員、富永委員、桜井委員
- 4 議事概要

■ 開会

■ 会議の公開・非公開について

委員長より委員に諮り、議題（4）および（5）については滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第5条第3項第1号の規定により非公開とすることが決定された。

■ 議題（1）いじめの状況について

議題（2）滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策について

（事務局）

資料1から3に基づき説明

（委員長）

議題（1）および議題（2）に関するただいまの説明に対し質問や意見はあるか。

（委員）

資料1で、「いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法」の内、アンケート調査の実施頻度について、年に2、3回が一番多くなっているが、回数として少ないのではないかと思う。ちなみに、ノルウェーでは週に2回調査が行われていると言われているが、みなさんはどう思われるか。

（委員長）

県では年に2、3回のアンケート調査を行っているということであるが、これに対し意見はあるか。

（委員）

アンケートの「何か困っていることはありませんか」や「クラスの中で誰かいじめている人はいますか」といった文言については、子ども達から相談を受けることがあり、自分の友達を売るようだからやめてもらいたいという意見が寄せられたこともある。

アンケートは人間関係が切れた時に行う方法であり、できることならば一番最後の方法としておいておきたいものである。質問内容と回数が相関していること、とにかくなんでもいいから多いということは絶対あってはならないと思っている。アンケートよりもまず、話をきちんと聞ける状況をつくっていくことが大事だと理解している。

(委員長)

アンケート調査は評判が悪いということであるが、学校現場から報告はあるか。

(事務局)

その辺の事情は把握していない。県では学校に対し、アンケートは学期に1回は実施するよう言っている。ただ、前提として、最も重要なことは教員と子どもたちの信頼関係をつくることであり、アンケートを実施する際は、その信頼関係を崩さないように十分配慮して行うようにと伝えている。アンケートが全てとっていないが、子どもの声を聞く有効な手段のひとつとして考えている。

(委員長)

アンケート調査は最後の方法であり、日常の子どもと教員との会話の中でいじめの事実が判明すればよいということである。当然、学校現場では日常的な会話においていじめの把握に努めておられ、あわせてアンケート調査も実施されているのだと思う。本来は会話の中で見つけていくべきものと言われるが、私の理解では、学校現場の教員にそれだけの時間があるかどうか疑問に思うが、どうお考えか。

(委員)

おっしゃるとおりで、現実には忙しいからアンケートを行うことになっている。人間関係の仕事は忙しいと質が悪くなってしまいがちであるが、子ども達の小さな変化に気付くことができる質を保っておかなければならない。忙しいからアンケートではなく、質を保つという方向で実践改善が必要であると思われる。

(委員長)

いじめの把握をアンケートに頼らないでおくことが必要である、ということよろしいか。

(委員)

資料1の「いじめの発見のきっかけ」のデータでは、アンケート調査による数値が全国と比べて滋賀県の値は低くなっている。これは、調査項目が全国と滋賀県で大きく違うことからきているのか。いじめに限定したイエス・ノー形式のアンケート調査であると数値は低くなると思われる。

いじめを知る手段というよりも、まず、子どもたちのストレスをチェックするもの。例えば、「体調はどうか？」や「精神的に不安なことはないか？」「よく眠れているか？」などの体の不調にかかわる内容や、「クラスの中で主体的に参加できているか？」や「困

った時に相談のってもらえるか？」といったことなど、子ども達のストレスをチェックする内容のアンケートを学期に1回行うのが望ましいかと思われる。

(委員)

アンケートの回数を増やすことで認知件数が上がるのかどうかは、アンケートを実施する前提として、子どもと教員との信頼関係がどこまで成熟しているのかが大きく影響すると思う。子どもとの信頼関係を構築していく中で、その上で回数を考えていくことが必要ではないか。

もう一点、学校現場とは違うが、社会的養護を必要とする児童福祉施設においては意見箱を置くことが義務付けられて、いじめに限らず、自分が困ったことなどを自由に書いて投函することができるようになっている。アンケート調査を増やす時期ではないのであれば、こうした方法が学校現場にあっても悪いことではないと思う。ただ、投函する場所や開封する時の体制などを権利擁護の視点からしっかり方法を考えることが必要である。

(委員長)

意見をまとめると、まず、アンケート調査を実施することの位置づけを考えなければならないということ。そして、アンケート調査項目をもう一度精査していくことが必要であるということ。

もうひとつは、アンケート調査以外に意見箱などを設置し、常時、子どもから情報を収集すべきではないか、という意見が出された。

そして、質問としては、いじめの発見のきっかけのデータにおいて、全国と滋賀県の差が大きくなっているということであるが、この原因について事務局は何か把握されているか。

(事務局)

まず、アンケートについては、前回も説明させていただいたが、「夜、眠れないことがあるか?」「ご飯を食べたくないことがあるか?」などの項目を設けて子ども達の心の中を出してもらえるような形としている。子ども達が本当に答えやすいアンケートになるよう、委員からのご意見についても引き続き検討してまいりたい。

アンケート調査に関わる配慮事項としては、実施する際の雰囲気づくりや回収する際の配慮、記述式への配慮などをあげている。そして、教職員と子どもたちの信頼関係があつてこそその調査であることから、まず、日ごろから子ども達と積極的に関わり、相談しやすい関係づくりに努めるようお願いしている。

そして、千人あたりの認知件数の全国との違いについてであるが、アンケートに書かれたものについて全てを認知事案としてあげているところもあるが、本県では、アンケートに書かれたものについては、記名があれば確認した上でいじめであると認定しており、こうした対応の違いが結果に出ていると考えている。

(委員)

千人あたりの認知件数において、平成25年度、全国では小学校の認知件数の方が中学校より多くなっているが、滋賀県では小学校の方が少なくなっている。小さいいじめまで含めると小学校の方が多くなると思うが、データをもう少し広くとれる方法を考えていただきたいと思う。

(事務局)

今いただいたご意見についても今後、検討してまいりたいと思う。

■ 議題（3）今後の活動について

(事務局)

資料4に基づき説明を行った。

(委員長)

平成27年3月に開催予定の第4回調査員会に向け、このスケジュールに基づき答申案を作成していくことについて各委員に確認された。

■ 議題（4）平成27年度のいじめの防止等のための対策の方向性について 〈非公開〉

事務局より資料に基づき、平成27年度のいじめの防止等のための対策の方向性について説明した後、各委員より意見や助言をいただいた。

■ 議題（5）いじめ事案とその対応について 〈非公開〉

事務局より資料に基づき、いじめ事案とその対応について説明した後、各委員より意見や助言をいただいた。

■ 閉会